

平成26年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会会議録

平成26年2月19日 開会

平成26年2月19日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

## 議事日程第1号

平成26年2月19日（水曜日）午後3時開議

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 提案理由の概要説明
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件
- 日程第 7 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 8 議案第3号 平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第4号 平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第5号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第6号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（24名）

1番 鎌田修悦

2番 後藤健

3番	高橋大	4番	藤原美佐保
5番	渡部幸男	6番	由利昌司
7番	児玉一	8番	長谷部誠
9番	千田正英	10番	橋村誠
12番	佐藤文昭	13番	佐藤峯夫
14番	鹿兒島巖	15番	長井直人
16番	佐々木文明	17番	三浦正隆
18番	須藤正人	19番	渡邊彦兵衛
20番	畠山菊夫	21番	草階廣治
22番	高橋浩人	23番	松田知己
24番	菅原政一	25番	佐々木哲男

---

#### 欠席議員（1名）

11番 佐藤吉次郎

---

#### 地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積志	副広域連合長	栗林次美
事務局長	鷺谷邦夫	事務局次長	中山元
総務課長	門間淳一	業務課長	夏井正士
会計管理者	伊藤巧		

---

#### 議会担当職員出席者

議会書記 小松美紀      議会書記 猿田和孝

---

午後 3 時 9 分 開会

○議長（千田正英） 本日は大変ご苦労さまです。

本日の出席議員は 24 名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、これより平成 26 年 2 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

### 新議員の紹介

○議長（千田正英） 議事に先立ちまして、平成 25 年 10 月定例会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

それぞれの議会において広域連合議会議員の選挙が行われております。当選されました皆様をご紹介します。

選挙実施月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

湯沢市議会議長の由利昌司議員。

横手市長の高橋大議員。

よろしく申し上げます。

---

### 諸般の報告

○議長（千田正英） この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告とします。

---

### 日程第 1 議席の指定

○議長（千田正英） これより議事に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条の規定により、高橋大議員は3番、由利昌司議員は6番と指定いたします。

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（千田正英） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、渡遺彦兵衛議員、鎌田修悦議員の2名を指名いたします。

---

## 日程第3 会期の決定

○議長（千田正英） 次に、日程第3、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

## 日程第4 提案理由の概要説明

○議長（千田正英） 次に、日程第4、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件から、同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 平成26年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開

会され、今定例会提出の条例案、補正予算案、当初予算案及び同意案をご審議いただくに当たり、概要を説明申し上げます。

提出案件の説明に入ります前に、一言ごあいさつ申し上げます。

社会保障制度改革については、昨年12月から施行された、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法に盛り込まれた事項について、平成26年度から順次必要な措置が講じられていくことになります。

平成26年度において予定されている改正のうち、後期高齢者医療に関しては、低所得者に対する軽減の拡大、賦課限度額の引き上げ及び高齢者負担率の見直しなどの保険料関係や、保健事業の推進が挙げられております。

本日提出いたしました議案につきましては、これらの制度改革に関するもののほか、保険者機能の強化など、第二次広域計画に掲げる事案について、一層の充実を図るための内容を盛り込んでおります。

廃止論で揺れ動いた本制度は、今後も継続されることで一応の安定期に入りました。今後は業務全般にわたって、一層きめ細かな対応が求められておりますので、当広域連合といたしましても、諸対策に万全を期してまいります。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。

今定例会には、条例案2件、補正予算案2件、当初予算案2件、同意案1件の議案を提出しております。

初めに、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件についてであります。

平成26年度における保険料軽減措置等に係る経費の財源として、平成19年度に設置した秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金を引き続き充てるため、改正しようとするものであります。

続きまして、議案第2号についてご説明申し上げます。

議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてであります。

平成26年度及び平成27年度における保険料率を定め、賦課限度額等を改めるとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者等に係る保険料軽減措置を、平成26年度においても継続するため、改正しようとするものであります。

続きまして、議案第3号についてご説明申し上げます。

議案第3号平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、前年度共通経費負担金の精算に伴う共通経費負担金と繰越金との財源振

替及び決算見込みによる補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ55万2,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億268万4,000円とするものであります。

また、債務負担行為として、新たに5件を設定するものであります。

続きまして、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、保険給付費等の決算見込みに伴うもの及び繰越金の予備費への計上などの補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億9,305万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1,453億160万5,000円とするものであります。

また、債務負担行為として、新たに8件を設定するものであります。

続きまして、議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第5号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,473万5,000円とするものであります。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

歳入の主な内容につきましては、1款分担金及び負担金として、市町村負担金を4億1,236万8,000円、4款諸収入として、事務局職員の宿舍使用料負担金など236万5,000円を計上しております。

歳入につきましては、以上であります。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

歳出の主な内容につきましては、1款議会費として、議員報酬及び議会開催の経費など、89万3,000円、2款総務費として、事務局職員の人件費をはじめとする事務局経費などの総務管理費を1億7,232万8,000円、選挙費として3万7,000円、監査委員費として21万4,000円、3款民生費については、広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金を社会福祉費として2億4,026万3,000円、4款予備費として100万円を計上しております。

歳出につきましては、以上であります。

続きまして、議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に

ついてであります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,412億9,720万1,000円とするものであります。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を100億円とするものであります。

あわせて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

歳入の主な内容につきましては、1款市町村負担金として217億9,017万1,000円、2款国庫支出金として491億2,810万円、3款県支出金として118億8,329万3,000円、4款支払基金交付金として、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を563億8,842万2,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金として1,572万8,000円を計上しております。また、7款繰入金として、一般会計からの繰入金を2億4,026万3,000円、臨時特例基金からの繰入金を11億3,940万6,000円、8款繰越金として6億4,180万7,000円、10款諸収入として7,000万9,000円を計上しております。

歳入につきましては、以上であります。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

歳出につきましては、1款総務費として、広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費など2億9,392万3,000円、2款保険給付費として、療養諸費、高額療養諸費及びその他医療給付費を1,407億1,875万6,000円、4款特別高額医療費共同事業拠出金として1,852万7,000円、5款保健事業費として2億4,208万8,000円を計上しております。また、6款公債費として229万円、7款諸支出金として1,861万6,000円、8款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては、以上であります。

続きまして、同意第1号についてご説明申し上げます。

同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件についてであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員である佐藤文昭氏が平成26年4月30日をもって任期満了となることから、その後任を選任することについて議会の同意を求めようと

するものであります。

以上、条例案、補正予算、当初予算及び同意案件について、概要をご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上であります。

---

## 日程第5 一般質問

○議長（千田正英） 次に、日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。

なお、一般質問については、申し合わせにより、一括して質問、答弁を行うこととし、質問時間については15分以内と制限いたしております。

また、1回目の質問は登壇して行い、再質問以降については議席において行うことといたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

14番鹿兒島議員の一般質問を行います。発言を許します。14番鹿兒島議員。

【14番 鹿兒島巖議員 登壇】

○14番（鹿兒島巖） 小坂町選出の鹿兒島であります。議長から発言のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思っておりますが、その前に、来年度、平成26年度が保険料の改定時期であり、今定例会に26年度の予算案が提出されておりますことにかかわって、一言申し述べさせていただきたいと思っております。

と申しますのは、この保険料改定期を前に、全国的に財政状況の逼迫化が強まり、保険料を引き上げざるを得ない状況の中で、引き上げるにしてもできるだけ引き上げを抑制する方策として財政安定化基金などを活用しようとする動きが全国的に強まった中で、厚生労働省がこれに対して圧力をかけてきたという問題がございました。私ども日本共産党の小池晃参議院議員の調査で判明したわけでありましたが、秋田県も呼び出しを受けていたとの報道がなされたことを受けて、昨年末広域連合と県健康福祉部に事実確認と、国の不当な圧力に屈することのないよう、また、県民後期高齢者の健康と命を守る立場で連合の運営と、そして、留保金や財政安定化基金の活用で、保険料を引き上げないような対策をできるだけとってほしい、そういう趣旨で要請を行ったところであります。

本定例会では、その申し入れを尊重していただいたことと受けとめておるわけですが、いわゆる均等割拡大をすることをあわせて、均等割と、それから所得割は現状のままにして、今言いました均等割拡大をあわせると、1人当たり1,300円の引き上げにな

る、そういった内容での提案がされたところであります。この間の県の努力、そしてまた、広域連合の事務局の努力に感謝申し上げたいというふうに思っているところであります。

と申しますのは、現在の状況の中で、全国約40に近い連合の中で保険料の引き上げが行われようとしている中で、秋田県における努力は本当に頭が下がる思いであるということをお願いしておきたいと思うわけであります。

それでは、質問に入りたいと思います。

質問は、保険料の減免についての質問であります。この課題は、平成23年2月の定例会でも取り上げさせていただきました。その必要性はさらに逼迫している状況であると思っているところであります。改めてその実現を求めるものであるということであります。

保険料の減免については、条例第18条で定められているところでありますが、その該当事由は、「震災・風水害等の災害、世帯主の死亡、重大な障害、あるいは長期入院による収入の著しい減少、事業の休廃業・失業等による収入の著しい減少、干ばつや冷害・雪害等による農作物の不作・不良、その他」として、いわゆる恒常的な低収入の状況にある世帯はその対象外であるということについてであります。

しかし、高齢者の生活実態は、下降傾向を強めている現状であります。そして、恒常的な低収入状態にある方々の状況は、進化と広がりをも強めているという現状であると考えております。後期高齢者医療制度においても国民健康保険制度で実施している恒常的な低収入の状況にある世帯に対する減免について、早期に規定する必要があると考えておるところでありますけれども、所見をお聞かせいただきまして、改めて質問させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（千田正英） 当局の答弁をお願いいたします。鷲谷事務局長。

【鷲谷邦夫事務局長 登壇】

○事務局長（鷲谷邦夫） 鹿兒島議員の保険料の減免についてのご質問にお答えします。

後期高齢者医療制度においては、低所得者ほど負担を少なくする観点から、保険料の均等割額を所得に応じて7割、5割、2割の三段階で軽減する仕組みが取り入れられております。さらに、収入や所得が一定以下の世帯にかかる被保険者については、7割軽減を9割、または8.5割軽減とするなどの特例措置が設けられております。加えて、平成26年度からは5割、2割軽減の対象者の拡大を図り、低所得者層を中心に一層手厚い軽減対策がとられることとなります。したがって、現時点においては、新たな減免制度を導入する考えはありません。

なお、恒常的に所得の少ない状態にある被保険者については、納付相談等を通じて各市町村との連携を図りながら、公的扶助の利用につなげるなど、引き続き適切に対応してま

います。

○議長（千田正英） 14番鹿兒島議員、再質問ありますか。—— 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） それでは、改めて質問をさせていただきたいと思います。

先ほど恒常的な低収入状態の進化と広がりが進んでいるというふうに私、申し上げました。その実態について、少し具体的にお話をしたいと思います。

まず昨年、10月定例議会でお示ししましたけれども、厚労省の都道府県別所得額階層別被保険者数の資料での秋田県の実態の数字であります。被保険者数は18万4,488人中、所得なしが11万7,365人、総数の63%という状況であったと思います。この数字は所得でのことですから、収入から各種控除を行ったということで、必ずしも収入がないということではありません。しかし、それにしても、各種所得控除額以下の収入しかないわけであります。

また、平成24年度の広域連合事業状況報告の被保険者証の更新資料にある限度額適用標準負担額認定証交付者数、いわゆる住民税非課税の被保険者の推移をみれば、23年度が全交付数の30.08%、24年度が31.32%、そして25年度は32.16%へと、年々微増ではありますが、増加をしている実態があると。また、短期被保険者証交付者数、25年度の状況はまた増加傾向になっている。こういった数を見ますと、先ほど言った、いわゆる恒常的な低所得者層の進化と広がりがある、そういうことであります。

さらに、年金は昨年から減額となっておりますし、加えて本年4月からの消費税引き上げなど、一層生活の切り詰めが重くのしかかっていることは目に見えて明らかであります。こういった県民、特に新たな収入の道が閉ざされている高齢者に対して、可能な限り生活を支える努力をすべきである。その一つとして、申しましたように、恒常的に低収入の状態にある世帯に対して、減額措置は今言ったようにありますけれども、免除措置はないわけであります。そういう点で、この減免規定を重視する免除規定をしっかりと設けるということが必要ではないかということでもありますので、改めて今私の指摘に対してどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（千田正英） 鷲谷事務局長。

○事務局長（鷲谷邦夫） 鹿兒島議員のおっしゃる意味は承知しているつもりであります。低所得層が広がっているのではないかということについては、具体的に数字を持ち合わせておりませんが、現実到低所得の方がたくさんいるということは承知しています。

そういうこともありまして、このたびの保険料率の改定に当たりましては、引き上げを行わないということで、そういう方針のもとにこのたびご提案をさせていただいたところでもあります。

また、仮にもし独自の減免といいますか、を行うということをするためには、その財源

が必要になるわけでありまして。ご承知のとおり、この広域連合にはいわゆる一般財源といえますか、それは非常に少ないわけでありまして、国、県、市町村、その財政支援が必要となるわけです。いずれも追加負担をこれからお願いするということは、なかなか困難——今以上に負担を強いることになるわけですから、なかなか困難ではないかというふうに考えております。

また、もし財政支援、国、県、市町村からの財政支援をいただかないで独自に減免をするということになれば、これは先ほども言いましたように、保険料の引き上げに直接つながってしまうわけです。そのために、独自の減免を行うということは、非常に困難であるというふうに考えているところであります。

○議長（千田正英） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 前回お伺いしたときに、一つの理由として後期高齢者医療制度には国の制度の中にいわゆるこの規定がないということが一つの理由でありました。今回それを言わなかったことは幸いだというふうに思っています。国が決めたからそれに従うということではないんだということが、少し読み取れたのかな。そういう点では、先ほどの、今回出されております回答の中で保険料を抑えてきたという努力がそういう点で共通しているのかなということで理解をしたいわけでありまして。

しかし、もう一つ私どもが考えなければならないのは、やはり県民——町民の生活実態を見た中で、どこまで努力をするかということが今問われているんだろうというふうに思うわけでありまして。そういう点で、特に今回は国の圧力にも屈せず保険料も値上げしなかったと。その努力を評価するとあわせて、もう一步踏み込んでいただきたいというふうにも思っているわけでありまして。

といいますのは、私がこういった問題を考えるときに思い出すのは、岩手県の旧沢内村の深沢村長の努力、彼はご存じのように全国で初めていわゆる高齢者の医療費無料化を実現する努力をした中で、当初非常にやはり強い国からの攻撃に対して、断固としてそれを守るんだという立場で闘ったお話がございます。国は法律にないからという主張をしたけれども、深沢村長は、法律がなければ憲法との関係でどうなんだ、憲法25条、そしてまた関連する、例えば14条との関係でどうなんだということで彼は頑張って、その圧力をはね返して、そしてとうとうあの医療費無料化を実現した。このやはり努力というか、物の考え方、今私たちが問われているのはそこだろうと。憲法14条は、法の下での平等を定め、そしてまた、憲法25条は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を規定している。ここにやっぱりきちっと立った行政運営をしていくために努力をしていただく。こういう点で、今回の答弁は、まだそういう考えはないと言いますけれども、いずれこれは問われることだと思しますので、ぜひとも継続的な検討の中で、可能な努力をしていただきたい

ということを申し上げますけれども、いかがでしょうか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（千田正英） 広域連合長。

○広域連合長（穂積志） お答えいたします。

先ほど事務局長から二度にわたって答弁させていただきましたけれども、鹿兒島議員からも一定の評価をいただきました保険料の改定に当たりましては、できる限り低く抑えて、保険者の利益に資していこうと、こういう努力をさせていただきました。国、そして県、あるいは市町村、それから被保険者の保険料の中で賄われるわけでありまして、やはり減免という部分につきますと、それをどこで補てんしていくかと、こういう中でのやはり制度的なものがまず確立されていないという認識に立っております。ですから、その減免につきましましては、やはり国等々の中できちんと議論をされるべきであり、我々としてもその制度の確立に向けて、全国の協議会等々でも議論をさせていただきながら、今後とも引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（千田正英） 以上で一般質問を終わります。

---

日程第 6 議案第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件から

日程第 1 1 議案第 6 号 平成 2 6 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算まで

○議長（千田正英） 次に、日程第 6、議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件から日程第 1 1、議案第 6 号平成 2 6 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算まで、以上 6 件を一括議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 6、議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件から日程第 1 1、議案第 6 号平成 2 6 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算まで、以上 6 件を一括議題といたします。

これより議案第 1 号から議案第 6 号までに対する質疑を行います。

通告者はございません。以上で議案第1号から議案第6号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第1号から議案第6号に対する討論を行います。

通告者はございません。以上で議案第1号から議案第6号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

○議長（千田正英） 次に、日程第12、同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、橋村誠議員の退場を求めます。

【10番 橋村誠議員 退場】

○議長（千田正英） お諮りいたします。本案は人事案件ですので、直ちに採決することにしたと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

橋村誠議員の入場を求めます。

【10番 橋村誠議員 入場】

○議長（千田正英） 以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

---

広域連合長のあいさつ

○議長（千田正英） この際、広域連合長から発言の申し出がございますので、発言を許

します。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、慎重なるご審議の結果、補正予算案、平成26年度当初予算案等につきまして、いずれも適正なご決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

冒頭のあいさつでも触れましたが、社会保障制度改革は、平成26年度から29年度までを目途に、順次必要な措置が講じられることとなります。当広域連合といたしましては、医療保険制度関係の改革及び検討スケジュールを注視しながら、これに伴う所要の事務が滞ることのないよう、的確に執行してまいりたいと考えております。

一方、本制度の見直しに当たっては、被保険者の理解が得られるようなものとなるよう、国に対して強く要望してまいります。

議員各位におかれましては、今後とも、制度の充実と円滑な業務運営に、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はまことにご苦勞さまでございました。

---

閉 会

○議長（千田正英） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで平成26年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時46分 閉会

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員